

野田市立南部保育所の管理に関する年度協定書

野田市（以下「発注者」という。）と株式会社コピーアンドアソシエイツ（以下「受注者」という。）とは、令和5年2月20日に、野田市立南部保育所（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市立南部保育所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）及び令和6年4月1日に締結した野田市立南部保育所の管理に関する変更協定書（以下「変更協定」という。）に基づき、本施設の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和6年度の業務内容）

第2条 発注者及び受注者は、令和6年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 受注者は、毎月、本業務に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

(1)施設の利用状況

(2)破損及び修繕の実施状況

(3)事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること。）

(4)使用料及び利用料金収入の状況

(5)電気料金、ガス料金及び燃料費の使用量及び支払状況

3 発注者は、受注者から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、内容を確認した上で、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

4 受注者は、報告書を発注者に引き渡したときは、発注者に対して指定管理料の支払を請求するものとする。

（令和6年度の指定管理料）

第4条 発注者は、受注者に対して本業務の実施の対価として、別表に定める指定管理料を支払うものとする（消費税額は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。）。

2 前項の規定による指定管理料の支払時期は、別表により定める。

3 発注者は、第3条第4項及び前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を受注者に支払うものとする。

4 受注者は、発注者の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時におけ

る政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に請求することができる。

（市長が定める賃金等の最低額）

第5条 変更協定第24条第3項の規定により、令和6年度の保育士及び栄養士に係る市長が定める賃金等の最低額は1,183円、看護師に係る市長が定める賃金等の最低額は1,225円、調理員、事務補助、用務員及び保育補助に係る市長が定める賃金等の最低額は1,089円とする。

（個人情報の取扱い）

第6条 受注者は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、市長の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

（自主事業の承認）

第7条 発注者は、受注者から提出された令和6年度の業務計画書で提案された自主事業について、本協定の締結をもって承諾したものとする。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

発注者 千葉県野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 千葉県野田市中野台564番地の2
株式会社コピーアンドアソシエイツ
代表取締役 小林 照 男

別表

	支出費目	支出時期	支出基準
1	施設型給付費	実績報告の当月	「子ども・子育て支援法」の規定により、国が定めた公定価格に準じて各月の入所児童数を乗じて算定した額
2	延長保育事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
3	保育士配置改善事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
4	保育士設置費補助事業	実績報告の翌月	1 保育所当たり 205,000 円 × 対象月数 × 人数 野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
5	事務職員設置費補助事業	実績報告の翌月	1 保育所当たり 150,000 円 × 対象月数 - 事務職員雇上費加算 野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
6	看護師設置費補助事業	実績報告の翌月	1 保育所当たり 190,000 円 × 看護師数 × 対象月数 野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
7	病児保育事業（体調不良児対応型）	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
8	教材費補助事業	実績報告の翌月	入所児童 × 500 円 野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
9	傷害保険加入補助事業	実績報告の翌月	団体傷害保険負担金 入所児童 × 500 円 ただし、児童の保護者が負担した額が年額 500 円未満のときはその額
10	要配慮児受入事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金に準じる
11	アレルギー等対応特別給食提供事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金に準じる
12	通勤補助事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
13	野田産黒酢米利用促進事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
14	主食費減額補助事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
15	保育士週休代替要員	実績報告の翌月	1 保育所当たり 164,850 円 × 対象月数 × 人数 (最大 2 人まで)
16	調理員補助	実績報告の翌月	1 保育所当たり 85,833 円 × 対象月数
17	処遇改善事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金に準じる
18	保育士就労奨励金支給事業	実績報告の翌月	野田市保育士就労奨励金支給事業補助金に準じる
19	保育士試験による資格取得支援事業	実績報告の翌月	野田市保育士試験による資格取得支援事業補助金に準じる
20	零歳児保育推進事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる